

青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

県では、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「法」という。）の施行について、青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（以下「細則」という。）を制定して必要な事項を定めており、法に基づく特定医療費の支給認定申請等に係る様式について、法及び省令等を踏まえ、細則において定めています。

今回の改正は、申請内容の効率的な審査のため、法及び省令等の改正に対応して速やかに様式の改正を行うことができるよう、細則において様式を定めないこととし、知事が別に定めることとするものです。

2 改正内容

次の様式を細則から削除します。

- （１）特定医療費支給認定（変更認定）申請書（第１号様式）
- （２）特定医療費支給認定申請事項変更届出書（第２号様式）
- （３）指定医指定申請書（第３号様式）
- （４）指定医申請事項変更届出書（第４号様式）
- （５）医療受給者証再交付申請書（第５号様式）
- （６）指定医療機関指定申請書（第６号様式）
- （７）指定医療機関申請事項変更届出書（第７号様式）
- （８）指定医療機関指定辞退届出書（第８号様式）

3 施行日

令和７年１０月１日